



青葉ニュースレター

Vol. 68

2019年3月1日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループおよびその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規および関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用およびその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

「小型薄利企業」に対する企業所得税の優遇について.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
ハイテク企業・技術型中小企業の損失繰越年限延長について.....	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
企業所得税の税前控除に関する証憑管理方法について.....	7
【背景】.....	7
【影響】.....	7
【主要内容】.....	7
税関による企業単位の加工貿易監督の推進について.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
国家税務総局による民営経済発展への各種施策について.....	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
国家税務総局による責任保険費に関する企業所得税損金算入問題の公告について.....	15
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	15

「小型薄利企業」に対する企業所得税の優遇について

【背景】

「小型薄利企業」の発展をより一層推進するため、2018年7月11日に財務部、税務総局は、「小型薄利企業のための企業所得税優遇政策の範囲拡大に関する通知」(財税「2018」77号)(以下「通知」という)を公布し、「小型薄利企業のための企業所得税優遇政策範囲に関する徴収管理問題の公告」(以下「公告」という)を発表した。

【影響】

「通知」及び「公告」の公布により、小型薄利企業の適用範囲を年度課税所得額50万元から100万元に引き上げ、より多くの小型薄利企業に優遇政策を享受させ、小型薄利企業の税務負担は大いに軽減された。この措置により、小型薄利企業の経営活力及び雇用能力の引き上げも期待される。

【主要内容】

- 一、2018年1月1日から2020年12月31日までの間、条件に適用する小型薄利企業に対して、税金計算の方法を問わず、企業の年度課税所得額が100万元以下の場合、財税「2018」77号書類の規定に従い、所得の50%を年度課税所得額として算入し、その上法人税率を20%として、企業所得税を計算に適用する。(以下「減半徴税政策」という)。
- 二、条件に適用する小型薄利企業に対して、年度企業所得税の予定申告及び確定申告時に、納税申告表へ関連内容を記入することで、減半徴税政策を適用できる。
- 三、条件に適用する小型薄利企業は、四半期ごとに企業所得税を納税することに統一する。
- 四、企業が予定申告時に減半徴税政策にて申告したにも関わらず、年末の確定申告時に、小型薄利企業に適用されないと判断された場合、関連規定に基づき税金の補足納付を行う必要がある。

五、2018 年度第一四半期の予定申告にて、小型薄利企業の減半徴税政策を享受できなかったことにより、税金を超過納付した場合、次の四半期の予定申告時に相殺できる。

【法規リンク】

「小型薄利企業のための企業所得税優遇政策の範囲拡大に関する通知」

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201807/t20180713_2960459.html

「小型薄利企業のための企業所得税優遇政策範囲に関する徴収管理問題の公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3579471/content.html>

ハイテク企業・技術型中小企業の損失繰越年限延長について

【背景】

財政部及び税務総局は、2018年7月11日に「ハイテク企業及び技術型中小企業の損失繰越年限延長に関する通知」を連合で発表した。（以下「通知」という）

【影響】

「通知」は2018年1月1日より施行され、ハイテクノロジー企業と技術型中小企業の損失繰越年限は、5年から10年に延長された。これにより、企業の税負担は大きく軽減され、企業の経営環境を改善する効果が期待される。

【主要内容】

2018年1月1日より、その時点でハイテクノロジー企業もしくは技術型中小企業の資格を有する企業（以下「資格」と統一）は、過去5年間において補填できていない損失については、将来の会計年度に当該損失を繰り越すことができる。また、繰越年限は5年から10年に延長される。

「通知」の中でいう、ハイテクノロジー企業とは、「科学部、財務部、国家税務総局発表の『ハイテクノロジー企業認定管理法』の改訂発行についての通知」（国科発火〔2016〕32号）規定に沿って認定された企業である。技術型中小企業とは、「科学部、財務部、国家税務総局発表の『技術型中小企業の格付け方法』の通知」（国科発政〔2017〕115号）の規定に基づき、技術型中小企業登記ナンバーを取得した企業のことである。

【法規リンク】

「ハイテク企業及び技術型中小企業の損失繰越年限延長に関する通知」

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201807/t20180713_2960452.html

企業所得税の税前控除に関する証憑管理方法について

【背景】

現行の企業所得税法及びその実施条例は、税前控除の範囲及び基準を規範化したものであるが、税前控除の証憑に対し、具体的な規定及び解釈は存在していなかった。企業所得税の税前控除に関する証憑（以下「税前控除証憑」という）の管理を強化し、ビジネス環境を改善するため、税務総局は新たに「企業所得税の税前控除に関する証憑管理方法」（以下「証憑管理方法」という）を策定した。

【影響】

「証憑管理方法」では、税前控除証憑の関連定義、適用範囲、管理原則、種類、一般的税務処理、特殊な税務処理などについて明確に規定した。「証憑管理方法」は2018年7月1日より実施され、会社はこれに従って、控除証憑の見直し及び関連の管理制度の洗い直しを行う必要がある。

【主要内容】

一、基本原則

税前控除証憑の管理では真実性、合法性、関連性の原則が謳われている。

二、税前控除証憑の種類

「証憑管理方法」では、税前控除証憑はその出処に基づき、内部証憑と外部証憑に分類される。内部証憑とは、国家会計法律、法規等関連規定に基づき、支出の計算に用いる会計原始資料を指す（例えば、従業員へ給与を支払う際に用いる給与表など）。外部証憑とは、企業の経営活動及びその他事象が発生した際に、取得した請求書、財務証憑、納税証明、伝票及びその他会社または個人から取得した領収書などを指す。その中でも、請求書はハードコピーおよびソフトコピーのものが含まれ、税務機関が代理発行した請求書も含まれる。

三、税前控除証憑取得の期間制限

企業は規定期間内にて、規定基準を満たす証憑を取得した際は、税前控除を享受することが可能であるが、場合によっては規定基準を満たすために、補足発行、交換発行などが必要となる場合も考えられる。「証憑管理方法」では、企業が当年度企業所得税法に規定されている税務年度申告期限まで、規定基準を満たしている税前控除証憑を取得すべきであると規定した。

四、外部証憑の税務処理

企業は期限内に規定基準を満たしている請求書、その他外部証憑を取得した場合、関連支出を税前控除できる。一方、取得すべきところ取得しなかった場合、または取得したものが規定基準を満たしていない場合、処理方法は下記の通りとなる。

1. 年度申告終了時までの税務処理

- (1) 規定基準を満たしている請求書や、その他外部証憑での関連支出にかかるものは税前控除できる。
- (2) 相手先の登記抹消、取消、営業許可の取り下げなど特殊な原因によって、規定基準を満たす領収書やその他外部証憑を取得できない場合は、関連資料を提出し、信憑性が証明できれば、関連支出の税前控除を行うことは可能である。
- (3) 規定基準を満たす領収書や、その他外部証憑が取得できず、且つ関連資料の提出もできない、あるいはその信憑性を証明できない場合、関連支出は発生当該年度にて税前控除を享受できない。

2. 年度申告終了後の税務処理

- (1) 一定の原因（取引契約、紛争など）により、規定基準を満たす領収書、その他外部証憑を取得できなかった場合、または規定基準を満たしていない請求書やその他外部証憑を取得したり、自ら税前控除を行わなかった場合、今後の年度にて関連請求書やその他外部証憑を取得できたタイミングで、関連支出は当該発生年度の関連支出として後追い控除できる。ただし後追い控除の年限は5年以内とする。また、相手先の登記抹消、取消、営業許可の取り下げなど特殊な原因によって、規定基準を満たす領収書、その他外部証憑を取得できない場合、関連資料を提出し、信憑性を証明できれば、関連支出は当該発生年度の関連支出として後追い控除できる。ただ

し後追い控除の年限は5年以内とする。

- (2) 領収書、その他外部証憑を取得すべきところ、取得してなかった、または規定基準を満たさないものを取得し、税務機関がそれを発見した場合、企業は通告された日から60日以内に新たな証憑を提出し、もしくは「証憑管理方法」の第十四条に基き、関連資料にてその支出の信憑性を証明できれば、関連支出は発生当該年度に税前控除できる。このような対応が出来ない場合、その支出は発生当該年度に税前控除できず、且つ今後も後追い控除はできない。

五、特殊規定

1. 国家税務総局が別途証憑取得に関して規定を行っている場合、その規定に基づいた領収書及び証憑を税前控除証憑として扱う。例えば、「国家税務局より鉄道運輸及び郵便業の営業税から増値税への徴収変更及び税務管理システム使用に関する問題の公告」(国家税務総局公告2013年第76号)に基づいた、中国鉄道総公司及びそれに所属する運輸企業(分部機構を含む)より発行した鉄道証憑など。
2. 国内で発生した支出項目は課税対象外であるが、国家税務総局の規定に基づき、領収書を発行できるものについては、領収書を税前控除証憑として扱える。例えば、「国家税務総局より増値税発票管理の若干事項に関する公告」(国家税務総局公告2017年第45号)の別添「商品およびサービス税込分類コード表」に規定された免税項目など。

【法規リンク】

「『企業所得税の税前控除に関する証憑管理方法』に関する公布について」

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201806/t20180626_2939424

税関による企業単位の加工貿易監督の推進について

【背景】

「国務院より加工貿易イノベーション発展に関する若干意見」(国発〔2016〕4号)を推進するため、税関加工貿易及び保税管理改革を全面的に推進し、企業の自立管理を導き、企業内生産力の向上を図るべく、税関総署は「税関による企業単位の加工貿易監督の推進」(税関総署公告2018年第59号)を公布した。

【影響】

企業の加工貿易監督を実施することで、企業の加工貿易業務処理の更なる便宜を図る。

【主要内容】

一、帳簿の設定

企業は業界の特徴、生産規模、管理水準などに基づき、料号または項号(商品のHSコードの一種)を用いて帳簿を設定する。帳簿上の最大輸入量は「加工貿易企業経営状況及び生産能力証明」に記載されている生産能力すなわち輸入材料の相当金額となる。

二、輸出外貨回収照合手続きおよび輸入対外支払照合手続きの周期

企業は生産周期に基づき、合理的な照合手続き周期を選び、且つ既存の規定に従い、輸出加工品に対する輸入材料の量の申告プロセスを確定し、輸出加工品に対する輸入材料の量の申告のタイミングを決定できる。

三、委託加工

企業は委託加工業務を行う際、貨物の収集・発送リストを報告する必要がなく、関連資料及び記録の保存のみを行えばよい。

四、集中内販

前月発生した内販の保税品に対し、企業は毎月の15日までに法的な税収担保を提供した上で、納税手続きを集中的に行うことができる。ただし、年度をまたいではならない。

五、保税貨物に対する二次加工の転廠

企業は保税貨物に対する二次加工の転廠を行う際、毎月月末までに、前月の転廠状況に対し申告をする。収集・発送記録を報告する必要はなく、関連資料及び記録の保管のみを行えばよい。

六、余剰材料の転廠

企業は確定申告する前までに、余剰材料の転廠を用いて、実際の在庫を処理する必要がある。

七、輸出外貨回収照合手続きおよび輸入対外支払照合手続き

輸出外貨回収照合手続きおよび輸入対外支払照合手続きの周期内に、企業は自主申告の形で、税関にてこれらの手続きを行う。その中で、輸出外貨回収照合手続きおよび輸入対外支払照合手続きの周期が一年を超える場合、企業は年度申告を行う必要がある。

【法規リンク】

「『税関による企業単位の加工貿易監督の推進』の公布について」

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1897361/index.html>

国家税務総局による民営経済発展への各種施策について

【背景】

税収サポートと民営経済発展寄与の役割を確実に発揮するため、国家税務局は「一層の民営経済発展サポートとサービスの実施に関する通知」（税総発〔2018〕174号、以下「通知」という）を発表した。「政策の着実な実行と民営企業の減税促進」など5つの方面から、合計二十六条の具体的実施を提出し、民営企業がよりスピーディーに成長できるよう助力することが目的である。

【影響】

「通知」は、その目的である「税収による民営企業の発展」を達成するための十分なサポート効果を発揮した。民営経済発展が直面する困難と問題に対し、より強固な推進、恩恵のある政策、優れたサービスを以て、企業の成長発展のモチベーション向上と、民営経済の発展促進に貢献した。

【主要内容】

一、政策の着実な実行と民営企業の減税促進

1. 「通知」は更なる民営企業の減税を主要な目的としており、各レイヤーの税務機関に対して、法に基づく徴税と組織収入原則を徹底し、超過課税を行わず、免税政策の徹底を図った。また、税収優遇政策が適用される民営企業とその他納税人に対して、一律平等に取り扱うことの徹底を図った。
2. 民営企業が懸念している社会保険費用負担問題に対して、「通知」では納税方式の一貫性を保ち、民営企業が前年度において納税していなかった場合を含め、単独の機関での一括徴収を禁じている。
3. 「通知」において、税務総局は関連部門と協力し、増値税などを含む各種税金の実質減税の施策、および中小企業やテクノロジー型スタートアップ企業に対する、包括的税金優遇政策を検討する。更に、総じて税制改革の推進を行う中で発見された諸問題に対する意見を発

出し、世論の状況を鑑み、関連部門と共に個人所得税六項目の追加控除に関する施策の改善を目指す。

二、企業活動環境と民営企業の税務処理の利便性の改善

1. 「通知」では、税務証明事項と税関連資料提出の簡素化を進め、一度の手続きにて完結できるサービスの拡大を目指す。2018 年年末前に、税務総局は税関連証明事項を更に二十項目削除し、50%以上の税関連事項について、ワンストップでの手続きを実現する。世界銀行が発表した企業活動環境に関するレポートの、納税に要する時間標準によると、2018 年は更に 10%以上短縮された。2019 年には、民営企業など納税人の税務機関への提出資料を更に 25%以上簡易化し、70%以上の税関連項目を一括で手続完了とする。税務取り消しなど際には、「承諾性許容手続き」を推進し、これによって、条件に一致する民営企業などの納税人は、関連資料が出そろわない状況であっても、承諾を得た後、関連業務手続きを行うことができる。
2. 「通知」は、積極的に電子税金手続きを推進しており、2018 年年末前に全国範囲で規範を統一した最適化版電子税務局の実施を推進している。これはインターフェースの基準統一、業務基準の統一、データ基準の統一、財務諸表の変換などキーとなる刷新事項の統一が実現された最適化版電子税務局である。ひとつのインターネットシステムで様々な領域の手続きが可能となり、今後更に業務範囲を広げることが明確にしている。

三、民営企業が解決困難な問題に対し、積極的、的確なサポートの提供

1. 「通知」では、法に基づき、経営困難な民営企業に対して、納税延期手続きを認め、企業の資金圧力緩和サポートを積極的に展開することを目指す。

四、税収執行方法の厳格化と民営企業の権益の保護

1. 「通知」では、税収関連の発出文書を見直し、市場公平競争に背く内容について、一律修正もしくは廃止とする。更に、税務検査の規範を強化し、各レイヤーの税務機関は、税務検査において平等に民営企業とその他の企業を扱うことを定めた。「リスクがなければ検査をし

ない、審査がなければ立ち入らない、違法でなければ発票を滞らせない」としている。

【法規リンク】

「一層の民営経済発展サポートとサービスの実施に関する通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3906847/content.html>

国家税務総局による責任保険費に関する

企業所得税損金算入問題の公告について

【背景】

中国経済の発展に伴い、企業活動中における責任保険の使用頻度が高まっている。責任保険は企業の経営責任のリスク分散、当事者の権益保護および社会の安定的発展に対し、重要な役割を果たしている。

【影響】

責任保険費の損金算入政策の標準を統一することによって、納税人が企業を運営する上で、更なる責任リスクを和らげ、リスク耐性の向上が期待される。

【主要内容】

雇用主責任保険、公衆責任保険などの責任保険は、保証対象となる状況が発生し、第三者に対して損害賠償が発生する際、責任引受人が保険加入企業に代わり、賠償責任を履行する保険である。これら雇用主責任保険、公衆責任保険の保険費用は、実質企業の支出となっており、一方「保険法」上でも財産保険業務には責任保険も含まれていると規定されているため、「中華人民所得税法」及び関連条例の「公告」では、雇用主責任保険、公衆責任保険などの責任保険は、規定された保険費用の支払いについて、企業所得税損金算入を認めている。企業所得税の年次計算原則に従い、「公告」は2018年度及び以後の年度に対して、企業所得税との通算、支払いを認めている。

【法規リンク】

「国家税務総局による責任保険費に関する企業所得税損金算入問題の公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3869154/content.html>